**平成２８年（フ）第３６号**
愛媛県西予市野村町阿下６号335番地１
債務者　赤井　　忍
１　決定年月日時　平成28年８月30日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２８年（フ）第３７号**
福岡県八女市豊福217番地６
債務者　辻　　隼太
１　決定年月日時　平成28年８月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２８年（フ）第１６３号**
佐賀市大和町大字尼寺1172番地１
債務者　山本　敬一（旧姓井上）
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６７号**
佐賀市開成３丁目５番35号
債務者　相良　博子
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１３号**
大分県津久見市高洲町18番20号
債務者　吉良　光子
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２２０号**
大分市大字寒田624番地の55
債務者　宿利　孝太
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２２３号**
大分市大字政所2203番地　メゾンフジⅢ203号、住民票上の住所大分市大字政所2203番地（日本通商ビル17）
債務者　下郡　一巳
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２３１号**
大分市津守160レオパレスかりん201号、住民票上の住所福岡市城南区別府５丁目22番10号
債務者　竹内　良太
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２３６号**
大分県別府市上人本町５番23号
債務者　平松　景子
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２３７号**
大分県別府市上人本町５番23号
債務者　平松功太郎
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２４４号**
大分市大字永興170番地の４（森ビル永興205）
債務者　甲斐　一美
１　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２４６号**
大分県臼杵市大字臼杵72番地の109　洲崎ハイツＢ－201号
債務者　平山　順三
１　決定年月日時　平成28年８月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２４７号**
大分県臼杵市大字臼杵72番地の109　洲崎ハイツＢ－201号
債務者　平山美砂子
１　決定年月日時　平成28年８月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２４３号**
宮崎市堀川町18番地１　前田コーポ203号
債務者　久木田輝美
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１０６号**
宮崎県日向市梶木町１丁目６番地16
債務者　本田　葉月
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２８年（フ）第７８号**
福島県本宮市高木字金瀬24番地１　メゾンアラモードＢ205号
債務者　根本　小織
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第９９号**
福島県郡山市日和田町字字類原54番地の２
債務者　伊藤　昭次
１　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第１７５号**
神戸市西区竜が岡３丁目３番地の10　プレミアコート201号、前住所神戸市西区竜が岡４丁目19番地の12　アムール竹内107号
債務者　宮本　愛美（旧姓吉川）
１　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係